宇部市

議会だより

第36号
2020年
(令和2年)
5月1日発行

令和2年 3月定例会

３月定例会

本号の主な内容

令和２年３月定例会

定例会概要／議決結果 ―― 2
代表質問・個人質問 ―― 4
常任委員会報告 ―― 10
お知らせ／編集後記 ―― 16

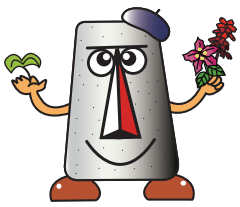

議会だよりは、目や耳の不自由な方を対象に、「点字版」「音声版」を発行しています。配布を希望される方は、議会事務局までご連絡ください。

令和2年3月定例会概要

2月25日	本会議 開会、会期の決定 議席の一部変更の件 市長の施政方針演説及び議案の上程・提案理由の説明 議案第44号の上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決 諮問第１号の上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決
3月4日	本会議　延会　（※新型コロナウイルス感染症対策への対応のため）
5日	本会議 代表質問
6日	本会議 代表質問・個人質問
9日	本会議 個人質問 議案の委員会付託 予算決算委員会前期全体会
10日	常任委員会・予算決算委員会分科会
16日	予算決算委員会後期全体会 令和２年度一般会計及び特別会計当初予算総括説明・概要説明に対する質疑
17日	予算決算委員会後期全体会 令和２年度一般会計当初予算歳出に対する質疑
18日	予算決算委員会後期全体会 令和２年度一般会計当初予算歳入、特別会計当初予算に対する質疑 令和２年度企業会計当初予算に対する質疑 令和２年度一般会計、特別会計及び企業会計当初予算に対する討論・表決 分科会会長報告、会長報告に対する質疑 令和元年度補正予算に対する討論・表決
25日	本会議 委員長報告、質疑・討論・表決 議案第50号の上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決 議案第49号の上程・提案理由の説明、質疑・討論・表決 議員派遣の件 閉会中の継続審査の申し出に対する決定について 閉会

3月定例会議決結果

付託先等	番　号	件　名	結果
予算決算委員会	議 案　第１号	令和２年度宇部市一般会計予算	可決
	議 案　第２号	令和２年度宇部市公共用地造成事業特別会計予算	
	議 案　第３号	令和２年度宇部市食肉センター事業特別会計予算	
	議 案　第４号	令和２年度宇部市介護保険事業特別会計予算	
	議 案　第５号	令和２年度宇部市国民健康保険事業特別会計予算	
	議 案　第６号	令和２年度宇部市後期高齢者医療特別会計予算	
	議 案　第７号	令和２年度宇部市中央卸売市場事業特別会計予算	
	議 案　第８号	令和２年度宇部市地方卸売市場事業特別会計予算	
	議 案　第９号	令和２年度宇部市農業集落排水事業特別会計予算	
	議 案　第10号	令和２年度宇部市水道事業会計予算	
	議 案　第11号	令和２年度宇部市下水道事業会計予算	
	議 案　第12号	令和２年度宇部市交通事業会計予算	
	議 案　第13号	令和元年度宇部市一般会計補正予算（第５回）	
	議 案　第14号	令和元年度宇部市介護保険事業特別会計補正予算（第３回）	
	議 案　第15号	令和元年度宇部市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３回）	
	議 案　第16号	令和元年度宇部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２回）	
	議 案　第17号	令和元年度宇部市営駐車場事業特別会計補正予算（第２回）	
	議 案　第18号	令和元年度宇部市水道事業会計補正予算（第２回）	
	議 案　第19号	令和元年度宇部市下水道事業会計補正予算（第３回）	
	議 案　第20号	令和元年度宇部市交通事業会計補正予算（第１回）	

総務財政委員会	議 案 第21号	宇部市消防団条例中一部改正の件	可決
	議 案 第22号	宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件	
	議 案 第23号	宇部市長等の給与に関する条例中一部改正の件	
	議 案 第24号	宇部市職員の給与に関する条例中一部改正の件	
	議 案 第25号	宇部市職員の給与に関する条例の特例に関する条例中一部改正の件	
	議 案 第26号	宇部市職員特殊勤務手当支給条例中一部改正の件	
	議 案 第27号	宇部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例中一部改正の件	
	議 案 第28号	宇部市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例中一部改正の件	
	議 案 第29号	宇部市職員の育児休業等に関する条例中一部改正の件	
	議 案 第30号	宇部市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例制定の件	
	議 案 第31号	宇部市固定資産評価審査委員会条例中一部改正の件	
	議 案 第42号	山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について	
	議 案 第45号	宇部市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例等の一部を改正する条例制定の件	
	議 案 第46号	宇部市行政財産使用料徴収条例中一部改正の件	
文教民生委員会	議 案 第32号	宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中一部改正の件	継続
	議 案 第33号	宇部市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例制定の件	
	議 案 第34号	宇部市国民健康保険条例中一部改正の件	可決
	議 案 第35号	宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件	
	議 案 第47号	宇部市体育施設条例中一部改正の件	
	議 案 第48号	宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例中一部改正の件	
	令和元年 議 案 第104号	宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件（閉会中継続審査分）	否決
産業建設委員会	議 案 第36号	宇部市事業所設置奨励条例中一部改正の件	可決
	議 案 第37号	宇部市中央卸売市場業務条例中一部改正の件	
	議 案 第38号	宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件	
	議 案 第39号	宇部市道路占用料徴収条例中一部改正の件	
	議 案 第40号	宇部市営住宅条例中一部改正の件	
	議 案 第41号	地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件	
	議 案 第43号	宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件	
総合審議	議 案 第44号	宇部市教育委員会委員の選任について同意を求める件	同意
	議 案 第49号	地方自治法第百八十条第一項の規定による市長専決処分事項中一部改正の件	可決
	議 案 第50号	令和元年度宇部市一般会計補正予算（第６回）	
	諮 問 第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	承認

代表質問／個人質問一覧

（太字の項目は次ページ以降に詳細を掲載）

5ページ

1 山下　節子（令心会代表）

①教育行政について
②保育行政について
③第四次宇部市総合計画後期実行計画の重点プロジェクトの進捗と検証について
④第1期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の検証と第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の実現性について
⑥自然災害に対する防災体制について
⑦議案第43号宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件
⑤宇部市公共施設等総合管理計画について

2 岩村　誠（チーム創生代表）

①市政運営に関する考え方について
②重点プロジェクトについて
③産業力強化・イノベーション創出のまちについて
④生きる力を育み、子どもの未来が輝くまちについて
⑤健幸長寿のまちについて
⑥共に創る魅力・にぎわいあふれるまちについて
⑦安心・安全で、快適に暮らせるまちについて
⑧計画の実現に向けてについて
⑨公営企業について

6ページ

3 新城　寛徳（公明党代表）

①新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対策について
②効率的な行財政運営の推進について
③市政運営について
④産業力強化・イノベーション創出のまちについて
⑤妊娠・出産・育児・子育て支援の充実に向けた取り組みについて
⑥教育の振興について
⑦介護予防・介護支援体制の充実
⑧共に創る魅力・にぎわいあふれるまちについて
⑨安心・安全で、快適に暮らせるまちについて

7ページ

4 藤井　岳志（日本共産党代表）

①新型コロナウイルス感染症対策について
②人権の尊重について
③災害に強い安全なまちづくりについて
④業務委託及び指定管理者制度について
⑤待機児童について
⑥議案第40号宇部市営住宅条例中一部改正の件について

5 黒川　康弘（清志会代表）

①「校区」（「地区」）に対する市の考え方について
②交通政策について
③教育について
④市職員について

8ページ

6 猶　克実（清志会）

①人口減少とその対策について

7 時田　洋輔（日本共産党）

①パブリックコメントのあり方について
②公共施設のオストメイト対応トイレについて

9ページ

8 荒川　憲幸（日本共産党）

①議案第32号宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中一部改正の件について

9 浅田　徹（日本共産党）

①議案第37号宇部市中央卸売市場業務条例中一部改正の件及び議案第38号宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件について
②「GIGAスクール構想の実現」を踏まえた諸整備について

10 山下　則芳（誠和会）

①宇部市中心市街地活性化について

令心会代表
山下節子

一．教育行政について

今日、子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展を背景に、学校の小規模化に伴う諸課題が一層顕在化している。各市町村では、地域の実情に応じて、教育的視点から少子化に対応した学校づくりを継続的に検討、実施することが求められる。

教育委員会は、将来は神原小と見初小を先行統合した後、10年～15年後に琴芝小と神原中を含めた義務教育学校を開校するとの方向性を示している。しかし、この年数も少子化の進展次第では早目にならざるを得ない。

本市では、２０２０年度、全中学校区で小中一貫教育を実施する方針である。小中学校が一体となって、義務教育９年間を見直し、系統的、連続性のある教育の場を設定し、きめ細かな学習指導や生徒指導を行う教育である。中一ギャップの解消や不登校の減少が期待できるとされる。併せて、活力ある学校づくりには、コミュニティ・スクールが大いに力となろう。

二．保育行政について

２０１９年、10月から重要な少子化対策として、幼児教育と保育の無償化がスタートした。しかし、子供の年齢や利用する施設によって、無償化の恩恵を受けられない家庭もある。そこで、地方自治体では、国の基準以上の独自策を採っている処が多々ある。

０歳～２歳児については、住民税非課税世帯のみを無償化の対象にしているところ、低所得者層で、住民税非課税世帯以外の世帯に保育料の値下げをする施策を要望したが、国の基準でのみ実施する方針であるとのこと。

０歳～２歳児を置いて働かざるを得ない低所得者層に手を差しのべるのも行政の役割ではないか。

認可保育所の保育士不足は深刻である。そのための対策として、保育士の処遇改善と共に、宇部市の保育士になりたい環境づくりに力を入れてほしい。就職支援金補助制度、新卒保育士の獲得に向けた、奨学金返還助成制度の創設等、しっかり実施して頂きたい。

三．宇部市公共施設等総合管理計画について

・ごみ焼却場の長寿命化とトンネルコンポスト方式による生ごみやおむつの再資源化の導入

本市は、ごみ焼却場を最低10年間延命化するため、国の補助金等を活用して、総工費38億円、市の負担額３分の１程度で工事を実施する予定（20年度～23年度）。一方、香川県三豊市で実施しているが、家庭系一般廃棄物と事業系一般廃棄物を破砕混合して発酵乾燥させて固形燃料を作る、資源循環型社会を目指す方式を検討することを要望した。ごみ焼却場の新設に比べ、コストが安いこと、CO_2を排出しないこと等から、既にヨーロッパで確立している方式である。

これに対し、延命化10年の間に、右の方式を考慮し、検討するとの答弁がなされた。

チーム創生代表
岩村誠

Q　市政運営に関する考え方について

A　中心市街地の活性化に対する責任の重さでは、大規模小売店舗が相次いで撤退する中、篤志家から中心市街地のにぎわい創出が図られるようにと、多額の寄附を受け、令和元年６月に市が旧山口井筒屋宇部店を取得した。同年７月には、社会実験の場として、常盤町１丁目スマイルマーケットのオープンにつなげることができ、令和２年２月末までの約７カ月間で予想を大幅に上回る18万人の集客があり、にぎわいの創出の手ごたえを感じている。現在、事業提案を受けるサウンディング市場調査と、建物改修の基本計画などの公募を実施しているところで、この施設の再生による中心市街地活性化は、多くの市民の思いでもあり、先人たちの「共存同栄・協同一致」の精神を継承し、なんとしても成功させなければならないと使命感を強くしている。また、市制施行１００周年とその先に向けての確かな一歩として、スペインカステジョ市との姉妹都市提携や市役所新庁舎の建設着手をしている。本市発展のためにグローバル化は喫緊の課題であり、カステジョ市との交流は、特にEU諸国との交流の糸口になると考えている。交流を通じ、本市産業の活性化につなげるため、具体的な経済交流の協議を行っており、現在その実現に向けて調整を続けて

いる。また新庁舎は市民の安心・安全を支える防災拠点としての役割を果たすことに加え、ユニバーサルデザインの採用、ＡＩ等の新技術活用、先導的な省エネ技術の導入など、Ｓｏｃｉｅｔｙ５・０時代の到来に対応した庁舎に生まれ変わり、広場と真締川公園の一体的整備により、まちのにぎわいを創出する顔として、市民に末永く愛される庁舎を目指す。

Q 共生社会実現への進捗状況や現状認識は

A 心のバリアフリーとしては、小中学生と国内外のパラアスリートとの交流や、国際パラリンピック委員会公認教材の「ｉｆ POSSIBLE」を活用した授業の実施、また各校区では、ワークショップや、パラスポーツ体験会等を通して、外国人や高齢者、障害者、子育て世代などすべての人がお互いを理解する機会を創出している。ユニバーサルデザインのまちづくりとしては、店舗等民間施設のバリアフリー化を推進するとともに、共生社会のシンボルとなる彫刻の制作や、小学生との作品鑑賞音声ガイダンスの作成に取り組み、若い世代をはじめとする市民に多様性の理解が広がっているものの、案内表示等の多言語化やまちのバリアフリー化には、未だ課題があり、取り組みの強化が必要。

ここではその他「社会経済情勢」や「人口」、また「工業都市として」について質疑をしました。また他に総合計画や総合戦略にそっても質疑し、市長の施政方針について意見等をして確認をしました。

公明党代表
新城寛徳

Q 県内初の感染者が発生。新型コロナウイルス感染拡大を防止するための対策は

A 小中学校の休校や公共施設の休館、イベントの中止または延期、総合相談窓口の開設などに対応してきた。国・県や関係機関と連携し、更なる対策強化を進める。

Q 令和2年度から本格化する「就職氷河期世代」への支援策については

A 令和2年度から、非正規雇用者を対象に、正規雇用に向けた「就職氷河期世代キャリアアップ支援事業」を実施。本市の職員採用試験では、新たに採用枠を別途設ける。

Q 他都市に遜色ない介護予防・介護支援体制の充実についての取り組みは

A 本市の要介護認定者は、県・国平均を上回っている。令和2年度は、ご近所ふれあいサロン等の通いの場を介護予防・健康づくり拠点と位置づけ、専門職派遣事業のメニューを拡充し、関係機関と連携し介護予防・介護支援体制の充実に取り組む。

妊娠・出産・育児・子育て支援充実について

Q 保育の質の向上と待機児童対策は

A 保育士奨学金返還金助成制度を創設。処遇改善に向け、事業者とともに検討を進め、保育の質の向上と待機児童ゼロを目指す。

Q 「うべ妊婦・子ども応援団」「妊婦・子ども応援クーポン制度」「うべ子育てパートナー」の新たな事業内容とは

A 「うべ妊婦・子ども応援団」は、子育ての取り組みに協力する企業や団体等を募り、ＨＰなどに掲載し、認知度の向上を図る。

A 「妊婦・子ども応援クーポン制度」は、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、妊娠7カ月を迎える妊婦を対象に、クーポン券を提供するもの。

A 「うべ子育てパートナー」は、子育て支援の担い手として、県の研修や市独自の養成講座を受講して、子ども・子育ての専門職として活動していただく。

教育の振興について

Q 長年、議会で提案していた「小中一貫教育」の導入・取り組みは

A 小学４年までを前期、５・６年と中学１年を中期、中学２・３年を後期とする４−３−２制を導入。中期では小学５・６年で教科担任制を導入し、中学の授業や部活動を体験させ、きめ細かな指導を行うことで、中１ギャップの解消、不登校の減少が期待される。

Q 国の「ＧＩＧＡスクール構想」の取り組みについては

A 高速大容量の通信ネットワークや１人１台パソコン端末の整備に着手し、令和５年度末を目途に整備を進め、Ｓｏｃｉｅｔｙ５・０に対応できる児童生徒を育てていく。

Q 給食費の徴収・振替方法を公会計制度に変更・導入についての考えは

A 多様な支払い方法による保護者の利便性の向上や教員の負担軽減を図るため、令和４年４月から制度をスタートする。

日本共産党代表
藤井岳志

Q **新型コロナウイルス感染症患者が山口県内で3人確認された。市の対応は**

A 対策本部会議において対応策を協議・決定している。市民や団体・事業所におけるイベントは、参加者に高齢者や障害者など重症化しやすい人が多いか、参加者同士の距離が近いかどうか、会場の広さや屋内かどうかによって中止や延期を判断してもらう。市主催のイベント・行事等は原則として3月末まで中止又は延期で対応する。

感染症による重篤化のリスクが高い高齢者・障害者が利用する約600施設のうち、6割の事業所でマスク・消毒液などの衛生用品が不足しているため、国に要望する。

市役所においては、各出入り口や窓口にアルコール消毒液を設置。手洗いや咳エチケットのプリントを掲示して注意喚起している。階段の手すりやスイッチ類の定期的な清掃、窓口職員へのマスク着用の徹底、職員のテレワークや休暇取得を奨励している。

小中学校においては、国からの一斉臨時休業の要請を受け、3月2日から26日まで、全ての公立小中学校を休校とした。児童生徒には不要不急の外出を避け、課題や復習をするよう指導。教員による定期的な家庭訪問、状況に応じた時差別登校などで健康面や学習状況の把握、心のケアに努める。卒業式は、卒業生と保護者、教職員のみで行い、体調管理の徹底、時間の短縮や参加者間のスペースの確保など感染防止に努める。

地域経済への支援については、中小企業や個人事業主などの総合相談窓口を開設し、聞き取り調査を行っている。建設業・製造業では中国との輸出入がストップしている。飲食業・宿泊業ではイベントや宴会の中止による顧客の減少などがある。宇部市事業資金融資がより短期間で行われるよう、金融機関・県信用保証協会との連携を図る。

市の総合相談窓口では健康に不安を抱える人から勤務についての相談や、学校の臨時休校に伴う保護者の休暇に対する助成金など市民や事業者からの相談が寄せられている。山口労働局や県に対し相談窓口の強化・拡充を求めていく。

要望 **○イベント等の主催者が中止・延期を判断しやすい明確な基準を示すこと。○マスクや消毒液が不足している医療機関や介護施設・保育施設などに、備蓄を配布することも含め優先的に手配すること。○アルコール消毒液の近くに正しい手指消毒手順を掲示すること。○学童保育を利用する児童に給食など栄養バランスの整った食事を提供すること。○フリーランスや中小企業に給付金、損失補填、つなぎ融資などの支援を行うこと。○学校給食センターの職員の収入保障や不当な扱いを防止すること。○国民健康保険の資格証明書を交付している被保険者が10割の自己負担が課せられると誤解したまま受診を控えることがないよう、緊急に正規の保険証を交付すること。**

清志会代表
黒川康弘

一．校区に対する市の考え方

「若手の優秀な職員」をふれあいセンターの館長にすることを提案した。館長は校区に関する一定の予算や権限を与えられ、住民と一緒に地域運営をし、校区に限定した政策も試すことができる。「校区リーダーの人材不足対策」になるとともに、本当の「市と校区の協働」が実現し、市は校区の現状と課題に関する生の情報を把握できる。また、国県の委託事業がなくなり、市が自ら政策立案していくために必要な「政策立案能力」を持つ若手職員を育成することができる。

二．交通事業について

長年の課題は、基幹路線がなく、複数の交通機関が同じ路線を同時刻に運行するため採算性が取れず、運転手の確保も難しいことです。そこで当面の対策として、令和2年度に実施可能になる「運賃プール制度」を活用して、重複路線を再編することを提案した。長期的な対策としては、JR宇部線を活用してJR・市交通局・複数の民間バス会社・その他の民間企業が共同で基幹路線を設置することを提案した。すべての交通網が基幹路線に繋がり、基幹路線の利用者を最大化し、採算性を確保するとともに、高頻度・等間隔運行を実現する。補助金に頼らない運営ができるように、駅ビジネスで稼ぐようにする。

三、教育について

①いじめられた児童生徒を隔離する前に、児童生徒が教室に戻れる環境を回復することに全力を注いで頂きたい。いじめられたこと以上に、隔離されたことで受ける傷の方が大きい。「傍観している児童生徒」に協力を求め、いじめられた児童生徒が安心して教室に戻れるようにすべきと思う。環境が整う前に、いじめられた児童生徒及び保護者と協議し、隔離するのはおかしい。保護者と離して児童生徒に意向を聞くと、教室に戻りたいという場合が多いと聞いている。②学校単独に設置された調理場は30年以上前に設置されたものが多く、「学校給食衛生管理基準」を満たしていない。3年前の一般質問でお願いしたが、改善されなかった。しかし、今回「自動水栓手洗い設備」は平成30年度迄に設置を全て完了し、「調理従事者用専用トイレ」は令和3年度に洋式化等の改修を完了し、「調理場の空調設備」は令和3年度7月の使用開始を目指すとの答弁があった。これらの単独調理場は完全に基準を満たすには費用が嵩むため、長期的には単独調理場の整理を含めた施設整備が必要と考えているとの答弁もあった。

四、市職員について

内部通報制度の導入をお願いしたところ、導入を前提に検討しているとの答弁を頂いた。

また、「公務員の専門性の維持・向上」が必要であることを説明し、英国ブレア政権が導入した「公務員の専門性向上のための改革」を紹介した。組織横断の「専門職グループ」を設置し、各「専門職の長」が当該専門職の資格体系を構築し、人財育成の責任を負う。

清志会　猶　克実

人口減少とその対策について

宇部市の人口は毎年約1000人減少しており、それによる消費力の低下で宇部市の商業活動は瀕死の状態である。移住定住促進施策は、ある程度人口減少の歯止めにはなっているものの、社会人口はマイナスのままである。

昨年の1年間で出生した日本人の子どもの数は86万4000人で、前年比5万人強の減少であった。単純計算では、日本人消滅は時間の問題である。

宇部市の昨年の出生数も1092人で、93人もの減少であった。

少子化の原因は、晩婚化と未婚化である。これまでの少子化対策は出生後が中心で、これまで通りの国内一律の子育て支援策では、少子化対策にならないことを指摘した。

「若い年齢での結婚・出産の希望の実現への取り組み」について具体的な施策はあるかと質問したが、これまでの子育て支援策が出生率の低下の歯止めになっていると普段の説明であった。これでは、合計特殊出生率の目標値の1・65を達成するのは難しく、ましてや25年後の人口減少の歯止めの水準2・07の実現は困難である。今は、宇部市消滅の危機にあるのではないか。

また、宇部市の目指す街づくりは、減少に歯止めのめどとなる将来人口を想定し、そのため人口減少を止める施策は喫緊の課題である。

これからの施策は、若い世代への魅力を優先し、若者の出会いの場を提供する賑やかな街づくりに徹してはどうか。それが高齢者の幸福にも繋がるものと考える。

日本共産党　時田　洋輔

市民の意見を聞き、反映する市政に

パブリックコメントのあり方について

Q 市が政策などを決定する過程で、事前にその素案を市民の皆さんに公表して意見を聞く制度として、パブリックコメントが実施されている。しかし、法の趣旨に反した実施がされているのではないか。

パブリックコメントの実施基準は

A マニュアルで実施基準を示している。

Q 意見募集期間は

A 一応の目安として3週間から4週間を設定している。

Q 意見の反映は

A 意見を精査したうえで、計画等に採り入れる場合は、修正し、採り入れない場合は、その理由等を取りまとめる。

Q 直近のパブリックコメントの実施状況は

A 令和元年度は7件のパブリックコメントを実施。意見数の平均は22件。募集期間の平均は18日。

意見 指定ごみ袋制度見直し（有料化）についての基本的な考え方（案）についてのパブリックコメントは、法の趣旨や市のマニュアルに照らしても手続きに大きな問題がある。マニュアルを恣意的に運用してはならない。条例や要綱を制定すべき。

公共施設のオストメイト対応トイレについて

意見 本市の多くの公共施設で、オストメイト対応トイレに現在必要とされている設備が整っていない。整備するよう要望する。

家庭ごみの有料化について

日本共産党　荒川　憲幸

Q 宇部市廃棄物減量等推進審議会は、家庭ごみの有料化について「1ℓ当たり1円の負担を求めることが適当」との答申を行った。

大サイズ40ℓの指定袋だと10円程度が40円へと4倍の値段になる。

答申書では「市民が受容できる金額」とされているがそうは思えない。

A 「ごみ減量化」を推進し、環境負荷の低減、ごみ処理費用に対する「住民負担の公平性の確保」及び「将来の費用負担の軽減」を図るため、制度の見直しを行いたいと考えています。

意見 もともと家庭ごみの処理サービスは「公共財」という性質をもち、その費用は「原則として市町村の税金で賄って行う」ということになっている。

そして、「地方自治法」で家庭ごみの処理は、「市町村の自治事務」と位置付けられており、そのために税金が支出されている。さらに有料化して料金を徴収するというのは、税金の二重取りと言える。また、「地方自治法」227条では、手数料に関して「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と規定している。言いかえれば、「特定の者のためにする事務以外については手数料を徴収できない」という規定になっている。

家庭ごみの処理は、特定の「一個人の要求に基づいた利益のために」行う事務ではなく、有料化そのものが、「地方自治法」に照らして問題だ。

卸売市場条例改正とGIGAスクール構想について

日本共産党　浅田　徹

要望 この改正は2018年に成立した改正卸売市場法に対応したものですが、私たち日本共産党は、改正法は卸売市場の公的役割を後退させ、卸売市場の整備と取引規制という二つの柱を法律の目的から削除し、卸売市場法を骨抜きにするものだとして反対してまいりました。

また、卸売市場は卸売業者と仲卸業者がそれぞれの利益を追求することで適正な価格とその透明性が形成される優れた仕組みであり、その公正な価格形成を通じて地域経済と食文化を守り、雇用や地域経済をも守ってきました。

今回の条例改正によって生産者・卸売業者・仲卸業者・消費者に不利益の無いよう市場内取引を優先することを徹底していただきたい。

GIGAスクール構想については、そもそも文部科学省の審議会は2016年、コンピューター端末の「デジタル教科書」について地域ごとにインターネット環境が異なることや健康への不安があることから「全面的な導入を拙速に進めることは適当でない」と報告していました。

また、整備には多額の費用を要しますが、政府の発表では補助対象になっているのは初期整備費用だけであり、ランニングコストや更新費用は対象外となっています。

将来的に財政を圧迫せぬようしなければならない。

宇部市中心市街地活性化について

誠和会　山下　則芳

Q 中心市街地活性化の課題は

A 居住人口の拡大、商業の活力を拡充、交流機能の強化である。

提案 利便性に乏しい散在する小規模の駐車場も集約が必要。

Q 新庁舎建設に伴い5年間は、市役所周辺地区の活性化に集中投資すべきでは

A 歩行者空間の質的向上を図る整備、旧井筒屋の改修など核となる事業に取り組んでいく。

Q 行政と議会と経済団体が三位一体で進める考えはあるか。

A 商業関係者、商工会議所、議会にも意見を聞き進めていきたい。

提案 人の流れを結ぶためにも、新天町名店街の活性化も重大。

Q 中心市街地への移住や空き家の有効活用を促進するための助成金は、どのようなものがあるか。

A 空き物件のリノベーション費用を補助する制度などを創設しているが、2020年度からは土地や建物の取得資金に対する市独自の融資も予定。

提案 市役所周辺地区活性化を優先するため、他の地区より手厚くした方が良い。

Q 宇部健康福祉センター跡地の利活用などはどうするのか。

A 所有する県に問い合わせている。活性化に繋がる施設の立地を期待する。

要望 名実ともに「住みたいまち№1」となるように、優先順位を決め、メリハリをつけて取り組んで欲しい。

外11件の予算議案を可決（令和２年度一般会計予算には附帯決議）
一般会計補正予算（第５回）
議案を可決

本委員会は、議案第1号から第12号までの令和2年度一般会計、特別会計及び企業会計の当初予算議案について、市長を初め副市長、上下水道事業管理者及び交通事業管理者からそれぞれ説明を聴取した上で、鋭意審査を行いました。その結果、12議案については、全て可決すべきものと決定しました。

また、議案第13号令和元年度宇部市一般会計補正予算（第5回）外7件の補正予算議案について、各分科会での慎重なる審査を経て、後期全体会において、各分科会から担当事項について審査経過の報告を受け、採決を行った結果、全て可決すべきものと決定しました。

審査における主な質疑・答弁

Q 一般会計及び特別会計当初予算に係る総括説明・概要説明に対しては、令和2年度当初予算における新型コロナウイルス感染症対策の影響と、市長総括説明においてその対応や考え方が触れられなかった理由は

A 令和2年度当初予算の編成時期においては新型コロナウイルス感染症について想定をしていませんでしたが、感染の拡大や国の方針等を踏まえ、本市において新型コロナウイルス感染症対策本部会議を立ち上げ対応を協議・検討するとともに、予算についても適切に対応していくこととしています。

現在、国では大型の緊急経済対策に関する予算が審議されており、本市においてもその活用を念頭に適切な対応を図るため、当初予算への影響や地域経済の状況把握に努めているところです。

今後の対応としては、原則として補正予算によることとしていますが、緊急を要する場合は、現計予算の流用や、予備費の充用、専決処分による対応も考慮しながら、必要な措置を速やかに実施していきたいと考えています。

なお、市長総括説明では、まずは編成した当初予算案についてしっかりと説明することが重要であると考え、また、新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、日々状況が変化する中で臨機応変に対応している状況であることから、仮定での説明を避けたものであります。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響を受けることがあらかじめ予測できる部分は、当初予算に反映させる必要があったのではないか。

A 新型コロナウイルス感染症については、終期が定かでないなど不確定要素が多く、適切な見積もりがしにくいことから、国や県の動向を注視しながら、補正予算等で適切に対応していきたいと考えています。

後日（3月17日）、新型コロナウイルス感染症による令和2年度予算への影響について、副市長から次のような説明がありました。

3月16日現在で中止が決まっているイベントは、ときわ公園さくらまつり、ときわ公園ぼたん・しゃくやくまつり、お茶まつり、新川市まつりの4つであり、歳出の合計額は590万円である。これらの事業については、執行を留保し、市の主催でないものは代替措置の可能性などを主催者と協議し、適切に対応していく。今後、イベントが中止される場合にも、同様の考え方で進めていくこととする。

感染症は、自然災害と同様、予算編成時に予期できなかったもので、感染が終息するまでは、臨機応変に必要な予算措置を講じていく必要がある。新型コロナウイルス感染症によって生じる今後の財政需要は不透明であり、急な支出については予備費を活用し、不用となる支出は執行留保で対応したいと考えている。また、今後予測される収入減や経済対策への対応など、予算措置の必要なものは補正予算で速やかに対応していくので、御理解をお願いしたい。

予算決算委員会

令和２年度 一般会計
令和元年度 宇部市
外７件の補正予算

委員長 笠井泰孝　**副委員長** 荒川憲幸
委　員 議長を除く全議員

Q 幼児用プールの設置・運営業務委託の内容は

A 当該プールの設置場所は恩田運動公園やときわ公園などを想定していますが、委託に当たっては、場所を含めた企画提案を事業者から募集したいと考えています。大きさとしては、直径20メートルから30メートル程度のものを考えており、現在の徒渉プールよりも若干小さくなる見込みです。今夏までに業務委託契約を締結すべく、予算が可決されれば速やかに公募を行いたいと考えています。

Q 民間プール等を活用した水泳授業の実証の内容は

A 児童生徒が学校からバスで移動して、プールを共同利用する際の移動時間や安全面などの検証、授業としての指導体制やスペースの確保、必要な設備などの検証に、教育委員会と連携して取り組むこととしています。共同利用するプールについては、既設の学校プール、民間プールの双方を検討しています。

Q 市たばこ税の推移と公共施設の喫煙環境に係る基本的な考え方は

A 健康志向の高まりや喫煙環境の変化等により、たばこの販売本数は年々減少しています。特に近年は減少幅が大きく、平成27年度から平成30年度までの間では、平均すると毎年５％程度、販売本数が減少しています。このような状況等を勘案して、令和２年度の当初予算には、令和元年度当初予算と比較すると９５４１万２０００円の減となる９億７６７７万７０００円を計上したところです。

本市では、改正健康増進法の趣旨、健康に配慮する世界的な流れを踏まえ、法の施行日である令和元年７月１日から、本庁舎を初めとする第１種施設の敷地内全面禁煙を実施するとともに、市職員の健康増進、受動喫煙防止の観点から、勤務時間内の禁煙を実施しています。

市たばこ税が非常に貴重な財源であることは認識していますが、来庁者、職員の健康への配慮を優先し、また、喫煙場所を確保するにはそのための施設を整備する必要もあることから、現在の敷地内禁煙の措置は続けていきたいと考えています。

Q 交通事業会計に関し、新型コロナウイルス感染症による令和２年度予算への影響と今後の対応は

A 乗合・貸切とも現時点において既に影響を受けており、移動機会の減少や外出の自粛などの行動がこのまま続けば、交通事業は多大な減収に向かうことが予想されます。

予算編成時においては、新型コロナウイルス感染症の影響は想定されていなかったため、令和２年度当初予算にはその措置がなされていません。４月以降において必要があれば、当面は予算流用等で対応し、収入に応じた支出を徹底して収支の均衡を図りながら、なお状況の回復が見えない場合には、国・県・市からの補助を念頭に、補正予算で対応したいと考えています。

なお、新型コロナウイルス感染症患者が市営バスを利用した事例が発生した場合は、車両の特定ができればその車両を当面休止する等の措置が考えられますが、車両の特定ができなければ、濃厚接触のケースを踏まえて、全運転士の検査や全車両の消毒を実施するなどの対応をとっていきたいと考えています。

要望

・本市職員については、非正規に頼ることなく、正規雇用での人員確保に努められたい。
・感染症予防に備え、マスク購入のための予算確保を図られたい。
・職員が余裕をもって業務に当たることができるよう、事業実施の早期判断に努められたい。
・高齢者の免許証返納に対する助成事業の充実に努められたい。
・高齢者バス優待乗車の乗り継ぎ対策を検討されたい。
・（仮称）子どもプラザの基本設計・実施設計に当たっては、費用対効果が十分検証されるよう留意されたい。

予算決算委員会　各分科会からの報告

議案第1号令和2年度宇部市一般会計予算については、委員会として、全会一致をもって次のような附帯決議を付すことに決定しましたので、執行部におかれては適切に対処されるよう強く求めるものです。

附帯決議

令和2年3月（第1回）定例会に提出された「議案第32号宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中一部改正の件」及び「議案第33号宇部市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例制定の件」の2議案について、付託された文教民生委員会からの申し出により、本会議において閉会中の継続審査に付することに決定した場合、令和2年度一般会計予算は当該決定を踏まえて適正に執行すること。

各分科会からの報告のうち、主なもの

○議案第13号令和元年度宇部市一般会計補正予算（第5回）について

歳出については、国の補正予算を活用して実施するGIGAスクール構想関連経費などのほか、実施見込みに合わせ、退職手当、介護保険事業会計繰出金等を増額補正するとともに、プレミアム付商品券交換金、小中学校施設改築工事等を減額補正し、歳入については、歳出に伴う国・県支出金、市債などのほか、収入見込額に合わせ地方消費税交付金、プレミアム付商品券販売収入等を補正し、また、補正財源の一部として、財政調整基金繰入金を補正するものです。

総務財政分科会

Q 市税のうち、法人市民税の減額要因は

A 景気や個別企業の業績の影響によって申告額が減少し、法人税割が減収となったことがその要因です。

Q 一般管理費のうち、退職手当の詳細は

A 令和元年度における退職見込者数は15人でしたが、早期退職者及び退職希望者が発生したため、見込者数を35人として増額補正したものです。なお、近年の退職者数の推移とその内訳は、平成29年度は50歳代2人、40歳代3人、30歳代4人の計9人、平成30年度は50歳代6人、40歳代7人、30歳代以下7人の計20人となっています。

文教民生分科会

Q 小学校費及び中学校費における教育振興費のうち、国の補正予算を活用して実施するGIGAスクール整備事業の今後の見通しは

A GIGAスクール構想は、小中学校等に、児童生徒向けの1人1台の学習用端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想です。本市においては、既に配備済みのタブレット端末を含めて1人1台とし、その不足分の整備と、小学校全24校と中学校全12校の校内LANの整備等を行うこととしています。

なお、当該タブレット端末のOSについては統一する予定ですが、使用するソフトウェアの関係によっては、特定のOSにこだわらず年次的に変更していく可能性もあります。

子供たちにとって本当に必要なものが整備できるよう、今後の事業着手に向けて取り組んでいきたいと考えています。

産業建設分科会

Q 農作物対策費のうち、楠こもれびの郷基金積立金に関し、現在、楠こもれびの郷では、新型コロナウイルス感染症対策により、温浴施設は3月6日から26日までの間休業し、他の施設は時間を短縮して営業しているが、このような状況にあって、指定管理者の納付金額については柔軟な対応がなされるのか。

A 納付金額は休業前の1月末に既に決定しており、このたびの臨時休業への対応については、指定管理者に今回の損失額を明らかにしてもらった上で、それをもとに責任を持って協議、調整していきたいと考えています。

以上が令和2年3月議会で行われました予算決算委員会での審議の内容です。

新型コロナウイルスによる影響が広がる中、各委員からも積極的な対応を求める意見が相次ぎました。

今後とも、市民生活の不安を解消するための市政運営になるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えています。

総務財政委員会　市職員の行政財産への通勤用自家用車駐車を有料化に

委員長 岩村　誠　副委員長 早野　敦
委　員 浅田　徹／荒川憲幸／大石文女／河崎　運／新城寛徳／長谷川耕二／山下節子

本委員会には、議案第21号宇部市消防団条例中一部改正の件外13件が付託され、報告2件についても質疑が行われました。審査の結果、議案第21号から第23号まで、第26号から第31号まで、第42号及び第45号については全会一致で可決。議案第24号、第25号及び第46号については賛成多数をもって可決されました。その主な内容と審査の過程での質疑は次のとおりです。

○議案第46号宇部市行政財産使用料徴収条例中一部改正の件

これは、市職員が通勤のため行政財産を駐車場として使用する場合に、新たに使用料を徴収するため、当該使用料の額等に係る規定を新設するものです。なお、ひと月当たりの使用料は、自動車1台につき800円、二輪自動車1台につき128円です。

Q 通勤に必要な駐車場は、本来確保されるべきと考えるが、駐車場を整備することなく、使用料を徴収するという考えに至ったのはどのような経緯か。

A 本庁に勤務する職員は、以前より民間の駐車場を借りて利用料金を支払っている一方で、本庁以外に勤務する職員は施設の余剰地に駐車し、利用料金を支払っていないので公平性に欠けるという議論があった。また、通勤用自家用車の使用許可を受けることなく、行政財産の敷地に駐車することは、目的外使用に当たるとの判例があることに加え、先の令和元年12月定例会で議員から指摘を受けたこともあり、職員団体と協議を行い、使用料を徴収することについて合意を得たため、このたびの見直しに至った。

Q 自家用車を公務で使用する場合は、使用料徴収の対象か。

A 原則的には、対象にならない。

Q 本条例改正により、使用料を徴収することとなるものから自転車が対象外となっているがその理由は

A 本市は、エコ通勤を推奨しており公共交通機関や徒歩、自転車での通勤を呼びかけていること、また、自転車は自動車や二輪自動車に比べて占有する面積が小さく、算定した使用料が非常に少額となることから対象外としている。

Q 現在、職員の駐車場料金は手当として支給されているか。

A 通勤手当は、国の通勤手当を参考に通勤距離に応じて金額を支給しているが、駐車場料金については支給していない。

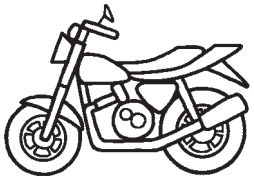

Q 学校施設において、使用料徴収の対象職員は

A 市が雇用している職員を対象とし、県から出向されている教員については、今後、検証・検討を進めていく。

Q 使用料の設定に当たり、公有施設周辺にある民間の駐車場料金との比較をしたか。また、全施設統一の使用料とした理由は

A 使用料の算出において、周辺の民間の駐車場料金との比較はしていない。地理的にも市内に分散し比較的使用者が多い、本庁、北部総合支所、保全センター、西岐波市民センターの4施設の土地評価額の平均を統一単価として算出した。使用料を全施設統一とした理由は、職員間の公平性の確保や、徴収事務の効率化を図るため。

このほかに、報告事項として、宇部市行革検討委員会の開催状況ほか1件について報告がありました。

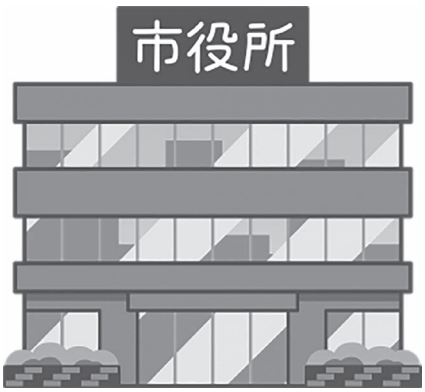

文教民生委員会

ごみの有料化は継続審査、ふれあいセンターの指定管理は否決

委員長 黒川康弘　**副委員長** 芥川貴久爾
委　員 青谷和彦／安藤　巧／城美　暁／高井智子／猶　克実／藤井岳志／山下則芳

本委員会には、議案第32号宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中一部改正の件外5件が付託されました。閉会中の継続審査になっていた宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件については、賛成少数で否決し、議案第32号及び議案第33号は、継続審査とし、他の議案については可決しました。

主な内容は次のとおりです。

○令和元年議案第104号宇部市ふれあいセンター条例中一部改正の件

これは、市内24のふれあいセンターについて設置目的に沿って一層の利用促進を図ることを目的として、地域運営組織等、民間活力を導入した施設運営が可能となるよう、指定管理に関する規定を整備するものです。

委員会では、先進地事例の調査を行い、本市が指定管理に移行する場合の実施方法が、持続可能で最善の方法であるか検討をしていきました。論点としては、社会教育に関する市の責任はどうなるのか、指定管理者制度導入の目的は、人材の確保と民主的な運営が可能となる体制となるのか、指定管理とする事務の内容と運営経費の詳細は、実施できるところから実施するメリット・デメリットなど多くの事項を検討してきました。宇部市の案では、地域の運営組織を支援するため中間支援組織を新たに設け実施していくとのことでしたが、その内容は、まだまだ検討していかなければいけない状況であり、現時点において賛成できる内容ではないとの多数意見により、否決をしました。

なお、ふれあいセンターの指定管理者制度については、理解を示す委員も多く、さらなる検討を希望する意見がありました。

○議案第32号宇部市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中一部改正の件
○議案第33号宇部市一般廃棄物の処理手数料に係る証紙に関する条例制定の件

議案第32号は、本市のごみの減量を一層推進し、持続可能なまちづくりを進めるため、家庭系可燃ごみについて、ごみ排出者に受益者負担として、ごみ処理手数料を新たに徴収するとともに、ごみ処理施設における処理手数料の額の見直しを行うものです。

議案第33号は、処理手数料について、証紙により徴収する方法とするものです。

この2件は、関連があるので一括して協議しました。

定期的に収集する家庭系ごみについての内容は、

- ごみ手数料の徴収根拠や金額
- 有料化することでのごみ減量効果
- 現在使用しているごみ袋との交換方法
- 市民への説明不足
- 実施までの周知期間や実施開始時期
- 手数料の減免対象とその範囲の条例での規定の必要性
- 新たに徴収する手数料に基づく基金の創設とそれを原資とする資源化・減量化を推進するための施策の明確化

など多くの質疑がありました。

搬入手数料の見直しについては、ごみ処理原価で計算しており、ごみ袋については、20%程度となるとのことです。

この案件は、全市民に関係することであり、より時間をかけて議論する必要があるということで賛成多数により、閉会中の継続審査の申し出を行うこととしました。

○議案第35号宇部市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

これは、国の基準の改正に伴い、宇部市の放課後児童支援員について、令和2年度末までに支援員の認定を予定している者を含むとしていたものを令和4年度末まで延長するものです。

189人の支援員のうち、県の研修を受けて正式な支援員となる「みなし支援員」については現在9人おり、令和2年度末までには、県の研修を受けさせるとのことです。また、支援員の人材不足が続く可能性があるので、令和4年度末まで経過措置期間を延長するとのことです。採決の結果、賛成多数で、可決しました。

○議案第47号宇部市体育施設条例中一部改正の件

これは、恩田運動公園の水泳プールの廃止に伴い当該水泳プールに係る規定を削除し、俵田翁記念体育館の改修に伴いロビーの専用利用に係る利用料金を新設するものです。

ロビーにはボルダリングが楽しめる壁が設置してあり、アリーナの専用利用がある場合には、事故防止のために貸し出しをしないということです。また、公共プールについては、学校プールとしても利用する計画で検討されるということで、全会一致で可決しました。

産業建設委員会　旧宇部銀行館に係る指定管理者が決定　ほか

委員長 時田洋輔　**副委員長** 鴻池博之
委　員 氏原秀城／笠井泰孝／兼広三朗／唐津正一／志賀光法／重枝尚治／田中文代

本委員会には、議案第36号宇部市事業所設置奨励条例中一部改正の件外6件について、付託され、議案第36号から第41号の6件については、いずれも全会一致をもって、また、第43号については賛成多数をもって可決されました。

主な内容と審査の過程での質疑は次のとおりです。

○議案第37号宇部市中央卸売市場業務条例中一部改正の件及び第38号宇部市地方卸売市場業務条例中一部改正の件

これらは、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律により、卸売市場法が改正されたことに伴い、所要の整備を行うものです。

Q 宇部市の市場において、今までどおりの品揃えと価格は維持できるのか。

A 品揃えについては産地との関係をしっかり作り、さまざまな品物が入ってくる体制を整えることを関係者と協議している。

また、価格については、これまで原則禁止だった市場外での販売について、例えば、物流の効率化により一括大量搬送したい産地側からの要請に対し、市場内では生鮮食料品等をさばききれないため、搬送を断ることとなる。よって、当該産地との取引関係が維持できなくなるケースが出てくる可能性があった。そのことにより、宇部市での必要量を遠方から買い付けしなければならない状況となり、結果として価格に影響を及ぼすことが考えられた。こうしたことから、市場外での取引の規制を緩和することで、産地との関係をしっかり作り、品揃えの充実、価格の安定、販路拡大を図っていこうとするものである。

また、市場関係者においても、条例改正の趣旨を共有し、食品流通の合理化、生鮮食料品等の公正な取引環境の確保の促進に取り組みたい。

○議案第43号宇部市旧宇部銀行館に係る指定管理者の指定の件

これは、令和2年3月で指定管理者の指定期間が満了となる公の施設に関し、令和2年4月からの指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものです。

Q 議案の上程が、12月議会から3月議会になった理由は

A 中心市街地における社会情勢がめまぐるしく変化していく中、旧山口井筒屋宇部店の活用方法を検討するに当たり、中心市街地の全ての公共施設についても、老朽度合や利用状況等を総点検する必要が生じ、ヒストリア宇部についても果たすべき役割や運営方法などについて、サウンディング調査を実施し検討したところ、指定管理者制度を継続しながらも、サウンディング調査で得られた知見などを活かし、新たな展開を求めていくこととした。このことにより、当初の選定スケジュールから約3カ月の遅れが生じた。

Q 当該施設内に出店している、絵本カフェ・キキの休店の張り紙については

A 絵本カフェ・キキについては、指定管理者による自主事業という扱いで運営されている。休店の理由が市の都合と書かれている件については、市に知らされておらず、また事実ではないため、市の都合によりという言葉を変えてほしいと抗議した。しかしながら、先方との見解の相違があり、張られたままとなっている。

Q 指定管理者選定の審査方法は

A 5名の選定委員を選出し、各選定委員には、概ね1週間前に事業計画書等を配付するとともに説明を実施し、事前に評価してもらっている。評価するに当たり、不明な点については、選定委員会の中で事業者へ直接ヒアリングしてもらい、最終的に集計した総得点を公表している。選定については、指定管理候補者選定マニュアルに添って実施している。

反対討論

市は中心市街地活性化の問題解決のため、旧宇部銀行館をもっと有効に活用してほしかった。選定に当たっては、中心市街地活性化の問題点解決に向けた内容を、募集要項に入れなければならなかった。旧井筒屋や2期庁舎の関係もあるので、改めて内容を検討した上で、指定管理者の募集を行うべきであった。

賛成討論

宇部市は旧宇部銀行館がまちの拠点にあることによってにぎわいを創出し、市民からは、この場所にあってよかったと思ってもらえるような、建物にしてもらいたい。

市民に開かれた議会へ

本会議は当日の受付でどなたでも傍聴することができます。

市役所本庁舎3階の議会傍聴席入口の受付までお越しください。

傍聴席には、一般席（53席）と車いす席（1席）があります。

傍聴席での撮影、飲食及び発言はできません。

※補聴援助システムについて

議会傍聴席入口の受付で貸し出します。

■委員会の傍聴

委員会の傍聴は委員長の許可制となっており、審査内容等により傍聴が許可されない場合があります。

会議の当日、市役所本庁舎4階の議会事務局までお越しください。

傍聴席は、各委員会とも5席までとなります。

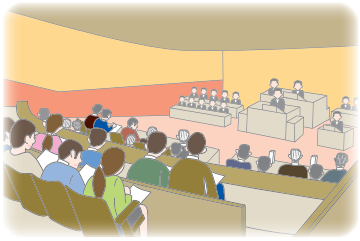

○次の定例会は6月中旬に招集される予定です。

日程は、招集日のおおむね1カ月前から宇部市議会のホームページにてご確認いただけます。

議会映像の配信

インターネットにより配信しており、パソコン、スマートフォン、タブレットで視聴できます。

FMきららでの放送

FMきらら（コミュニティFM：80.4MHz）では、本会議の様子がお聴きいただけます。

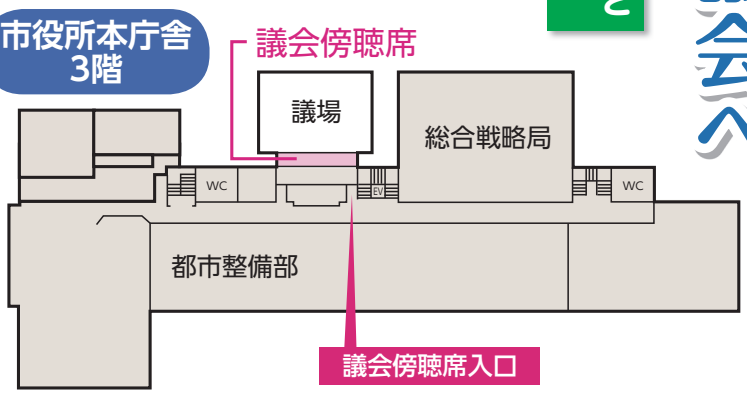

編集後記

市が収集する「家庭系可燃ごみに処理手数料を徴収する議案（ごみ袋有料化）」が提出され、継続審議になりました。「一人当たりのごみの量」が減らないため、処理手数料を徴収してごみの減量を図るものです。狭い国土と高い人口密度のため、「最終処分場等の処理施設」は確保が難しくなっています。そのため、「ごみの減量」は不可欠で、「処理手数料徴収」は既に全国の64％の自治体で実施されています。しかし、「処理手数料徴収によるごみ減量」には限界があります。次のステップではライフスタイルの変更も視野に入れた活動が要ります。そうすると、住民及び事業者の御理解と御協力が不可欠です。そのための丁寧で明解な情報提供、実情把握のための情報収集、及び「更なるごみ減量」のための住民・事業者の方々の知恵を活用できるシステムの構築が必要です。「議会だより」もこのようなことに貢献できるようにしたいと思います。

黒川　康弘

発行／宇部市議会
編集／議会だより編集委員会
○委員長　荒川憲幸
○副委員長　田中文代
○委員　芥川貴久爾　岩村誠
黒川康弘　鴻池博之
時田洋輔　早野敦
山下則芳

意見募集

議会だより編集委員会ではご意見やアイデアを募集しています。
宇部市議会ホームページ中のお問い合わせフォームまたはＦＡＸにてお送りください。

問い合わせ
〒755-8601
宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市議会事務局
☎34-8812　FAX31-4678

宇部市議会　検索